

役員等の旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向日春秋会(以下「法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員(理事及び監事)、評議員選任・解任委員(以下「役員等」の報酬等について定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が、次の費用弁償費額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

区分	費用弁償額
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
監事監査出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2020年12月1日より適用する